

家庭ごみを削減するために戸別収集と有料化の検討を

新綾クラブ 笠間信一郎

問 ごみの焼却設備には耐用年数があり、最終処分場にも限界がある。消費生活が質的に向上し、量的に拡大する中、ごみ削減は社会的な課題である。本市は、焼却量の抑制・削減を目指し、ごみの再資源化・分別強化などを推進しているが、戸別収集と有料化の検討状況はどうなっているか。また、可燃ごみ収集での収集場所の選定や移動、回

収拒否された違反ごみの処理、資源ごみ収集での集積所の整理や指導管理、かごの準備など、自治会の負担が大きいと考えるが、どうとらえているか。自治会は、ごみ収集に対し、どこまで義務があるのか。

答 家庭ごみ減量推進会議からの提言では、戸別収集導入の目的や効果が示されたほか、有料化に特化した会議体が必要と報告された。高座清掃施設組合の一般廃棄物処理基本計画では、平成22年度までに有料化の制度設計、戸別収集の研究を行い、その検討結果をもとに導入の可否を判断するとしている。また、自治会には、回収量に応じた資源回収助成金を出し、円滑な分別回収をお願いしているが、市民が適切に分別し収集を徹底することで、負担の軽減が図られるものと思っている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市に収集の義務がある。

可燃ごみ減量化に関する説明会の内容と今後の対応は

市民会議21 中野 昌幸

問 昨年7月から9月にかけて、中村地区で、ごみの減量化と資源化を目指し、紙、きれいなプラスチック製品、せん定枝、廃食用油の4品目を資源として有効活用する、可燃ごみ減量化モデル事業が実施された。12月定例会でも説明されたとおり、確実に減量化されていることが実証された。4月1日から開始される新体制の可燃ごみ減量化事

業に関する説明会が、約1カ月にわたり市内各地区で実施されている。この説明会の内容と今後の対応について伺いたい。また、現在の参加者が980人で、3月いっぱい実施すると聞いたが、細かい質疑の状況は。

答 説明会は、各自治会単位で、3月末までに26回実施する。せん定枝などの4品目を資源化し、可燃ごみを減量化する今回の事業を実施することになった背景や趣旨のほか、実物を見ながら、出し方や注意点を説明している。せん定枝の出し方、説明会の欠席者や外国人への周知方法、プラスチック製品に含まれる金属類の取り扱いなどの質問が多く、その後の説明会では、質問の多かった項目を説明内容に取り込むなど工夫をしている。今後は、新しい分別ガイドや広報紙などで分別排出の早期定着化に努めるとともに、ごみの減量・資源化の施策全般を周知していく。

高齢者の負担を軽減する医師の往診制度の検討を望む

二見 昇

問 本市でも高齢化が進む中、市の平成18年度統計では、70歳以上の方が82,599人、75歳以上の方が46,633人居住しているが、一人暮らしの高齢者は何人いるのか。また、この中には、体が不自由で、一人では病院に行けない方や高齢の夫婦が互いに介護を行う世帯があり、病院に行くにもタクシーに乗らなければならず、年金生活の世帯には

経済的にも大きな負担となっている。今後も高齢化が進む中、病院に行かなければならない高齢者の負担を軽減するため、医師による往診制度を検討しないか。

答 本市の一人暮らしの高齢者は、20年9月時点で1349人おり、多くの方が医療機関を受診している。通院手段に不便を感じている方がいることも承知しており、コミュニティバスの市役所から綾瀬厚生病院までの乗り継ぎ無料券を発行するなどの対策を講じている。また、安心して地域で医療が受けられるよう出張ミニ健康講座などで身近なかかりつけの医師を持つことの大切さを普及啓発していく。往診制度は、医師不足の問題や関係機関との問題など、市だけでは行うことができないので今後研究していく。

(ほかに「新型インフルエンザのその後の対応について」「市長の市政に対する考え方を質問」)



4月10日、春の全国交通安全運動「交通事故死ゼロを目指す日」に交通安全を呼びかける活動を行いました(市役所前交差点にて)

市道3号線の歩道整備と城山公園園路の通学路指定を

市民会議21 内藤 寛

問 早川城山地区は、今後児童・生徒が今以上に増えていくことが見込まれている。市では、これまでも歩行者の安全確保に取り組んできたが、市道3号線は幹線道路で交通量も多く、城山公園西側駐車場から武者寄橋までの区間は、歩道もなく危険と言わざるを得ない。これまで同様、安全

対策が必要と考えるが、歩道整備計画はどうなっているか。また、城山公園西側園路から下りてきて、市道3号線の歩道を歩くと狭く感じるが、幅する考えはあるか。さらには、城山公園西側園路を一日も早く通学路に指定すべきと考えられているか。

答 市道3号線は、市新総合都市交通計画で幹線道路と位置づけられている。歩行者の安

全確保、車両の円滑な運行のためには、歩道を設置する必要がある。今後、関係権利者と十分調整し、整備を進める。また、城山公園西側園路下から西側駐車場までの区間は、歩道の幅員が1.5メートルから1.8メートルとなっている。道路構造令の改正で、現在は2メートル以上と規定されているので、利用状況に沿った幅員確保に努める。城山公園西側園路は、児童の安全確保の観点から、平成21年度に園路整備が終了した後、学校と協議し速やかに通学路として指定していく。(ほかに「市街化調整区域内建築物が目につくが」を質問)

詳しい内容は会議録で

市議会報は、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。詳しくは、市役所内情報公開コーナー、市立図書館、市議会に備えてある会議録をご覧ください。また、インターネットでも、会議録の閲覧や検索ができます。市ホームページかアドレス <http://www.kaigiroku.net/kensaku/ayase/ayase.html> からご利用ください。3月定例会の会議録は、6月上旬に閲覧できる予定です。

「市議会報あやせ」は、直接お届けしています

「市議会報」は、市シルバー人材センターの会員が配布しています。お手元に届かない場合は、同センター(☎70-3088)へご連絡ください。

次号は、8月15日発行です。